

川崎市内公園緑地における民間活力導入検討業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「川崎市内公園緑地における民間活力導入検討業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。

2 業務目的

本市の公園緑地における民間活力導入については、大師公園、市営霊園、生田緑地、緑化センター等における指定管理者制度のほか、令和3年3月に策定したパークマネジメント推進方針に基づき、池上新町南緑道、橘公園、登戸つくりと公園における Park-PFI 制度、多摩川緑地丸子橋地区における河川のオープン化、富士見公園、等々力緑地における PFI 制度等を取り入れた再編整備等の実績があり、今後も主要駅周辺まちづくりの拠点となる公園や公園の再整備に合わせて導入を検討していく方針である。

一方で、川崎市総合計画第3期実施計画にある「民活導入による公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営のしくみの構築に向けて取組を進める」にあたっては、市内にある1,200余の公園緑地を対象に主要駅との距離や再整備のタイミングにとらわれずに、公園の利用状況や立地特性等を考慮して対象の公園を改めて検討し絞り込むことにより、民間活力導入効果が高い公園に優先的に注力するができ、市内全域で見たときにその効果を最適化できると考えられる。

本業務は、本市における民間活力導入の対象公園を検討するため、全国的な公園緑地における Park-PFI 等の事例や、本市における公園および多摩川緑地における民間事業者を活用した魅力的な公園づくりの事例を検証し、考え方の検討・整理を行うことにより、本市の公園緑地における民間活力導入事業を効果的に進めることを目的とする。また、令和7年度の川崎市総合計画、令和9年度の川崎市緑の基本計画の改定に合わせて、本業務の成果を踏まえて施策への位置づけを行う予定である。

3 履行期間

契約日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務対象範囲

川崎市内の全公園緑地

5 業務内容

川崎市内の全公園緑地を対象に Park-PFI 等を想定した民間活力導入を進めていくべき20～30か所の対象公園をリストアップする。

リストアップする過程において、公園緑地の立地条件・面積・周辺施設等の情報

を含む表を整理し、事例研究をもとに条件による分類や評価による点数化などの手法により絞り込みを行う。

また、作成したリストを活用し、民間活力導入事業を効果的に進めるために必要なサウンディング調査などの業務フローと各業務時点でクリアしておくべき課題とその解決方法について整理を行う。

（１）業務計画

調査検討を進める上での与条件を確認し、作業スケジュールを含めた実施計画を作成する。

（２）対象公園緑地の現況整理

発注者が提供する公園緑地の立地条件・面積・周辺施設等のデータベースを用いて、表などに整理し、対象公園を検討するための基礎的資料を作成する。

（３）民間活力導入方針の検討

１）事例検証

全国的な公園緑地における Park-PFI 等の事例や、本市における公園および多摩川緑地における民間事業者を活用した魅力的な公園づくりの事例を検証する。

２）評価手法検討

民間活力導入の効果や、実現性を考慮して、市内の公園から対象公園を絞り込むための条件による分類や評価による点数化などの手法を検討する。

３）対象公園緑地のリスト作成

（２）で作成した基礎的資料をもとに（３）２）で検討した評価手法による絞り込みを行い、対象公園緑地 20～30 程度の対象公園緑地のリストを作成する。

４）業務フロー・課題の整理

今後、民間活力導入事業を効果的に進めるために必要なサウンディング調査や地域のニーズ把握などの業務フローと各業務時点でクリアしておくべき課題とその解決方法について整理を行う。

（４）成果品のとりまとめ

（１）から（３）の業務について報告書としてとりまとめる。なお、川崎市総合計画改定時の資料とするため、①～⑤については 9 月末を目途に中間打合せ時に成果報告を行うものとする。

- ①公園緑地の立地条件・面積・周辺施設等のデータベースを整理した基礎的資料
- ②事例検証の結果
- ③評価手法の検討過程
- ④基礎的資料を評価した表など
- ⑤対象公園緑地リスト
- ⑥民間活力導入事業 業務フローと課題

（５）打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時４回、完了時の計６回とする。なお、打合せはオンラインでの開催も可とする。

６ 成果品

下記成果品を納入する。

- ・ 報告書（Ａ４版、ファイル綴じ） １部
- ・ 報告書電子データ １式（正・副２部）

※Microsoft Word、Microsoft Excel、Power Point など編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF 形式でCD-R やDVD-R 等の媒体で提出するものとする。

成果品は電子データ（CD-R 等）で納品する。電子データは「川崎市電子納品要領」により作成し、正・副２部提出する。ただし、川崎市電子納品要領に従い納品されたデータの内容を確認するため、電子納品されたデータを印刷し報告書として提出すること。

また、受託者は業務の完了後であっても、内容に誤りが発見された場合、本市の請求により直ちに成果品の修正を行わなければならない。

７ その他

- （１）利用者の個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。
- （２）本業務において得られた情報は、委託者に帰属するものとし、受託者は知り得た情報の一切に対して守秘義務を負うものとする。
- （３）本業務の成果については、委託者に帰属するものとする。
- （４）本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議の上、決定する。